

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回下水道事業運営審議会
開催日時	令和6年9月12日(木) 開会：午前10時00分 閉会：午前11時30分
開催場所	水道庁舎 2階 第3会議室
出席者(委員)氏名	小林修委員 田尻要委員 小野寺貴男委員 日野努委員 安原一夫委員 長島敬二委員 栗原芳江委員 茂木美智代委員 今井好江委員 計9名
欠席者(委員)氏名	0名
事務局	高橋都市整備部長、五十幡都市整備部次長兼下水道課長、 下水道課：金子主幹 石崎主査 大島主任 上下水道経営課：根岸課長、田辺主査
会議内容	議題(1)行田都市計画下水道の変更(案)(行田市決定)について 報告(1)行田公共下水道事業全体計画の変更について (2)令和5年度行田市下水道事業会計決算について (3)令和6年度行田市下水道事業会計予算について (4)令和5・6年度下水道の概要等について
会議資料	・次第 ・資料1 行田都市計画下水道の変更(案)(行田市決定)について ・資料2 行田公共下水道事業全体計画の変更について ・資料3 令和5年度行田市下水道事業会計決算について ・資料4 令和6年度行田市下水道事業会計予算について ・資料5 令和5・6年度下水道の概要等について
その他 必要事項	傍聴者なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>1 開会 （資料の確認）</p> <p>本日は、委員 9 名全員が出席していることから、審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを報告します。</p> <p>また、本日の審議会は非公開とする事項がないため、後日会議録を公表させていただきます。</p> <p>本日は、会議の傍聴希望者おりません。</p>
事務局	<p>2 あいさつ （小林会長、高橋部長よりあいさつ）</p>
議長	<p>3 議題</p> <p>それでは、行田市下水道事業運営審議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議事の進行を小林会長にお願いします。</p> <p>暫時、議長として進行を務めさせていただくので、ご協力をお願いします。</p>
事務局	<p>「議題 1 号 行田都市計画下水道の変更（案）（行田市決定）」について、事務局から説明を求めます。</p> <p>（事務局より「議題 1 号 行田都市計画下水道の変更（案）（行田市決定）」についての説明）</p>
議長	<p>ただいま事務局より議題 1 号について説明があしました。ご意見ある方は挙手をお願いします。 はい、安原委員。</p>
安原委員	<p>資料 1 の 1 ページ「行田市下水道計画の概要」の全体計画と事業計画は、分かり易く言うと具体的にどういう違いなのですか。</p>
事務局	<p>「全体計画」は、概ね 20 年間を計画期間とした長期的な行田市の将来の地域の状況に応じた下水道整備の実施計画です。「事業計画」は、5 年から 7 年程度の間には整備する予定の区域を定め、事業認可を取り整備を進める計画になります。</p>

議長	<p>安原委員、よろしいですか。他に何か質問・意見のある方いらっしゃいますか。なければ、私から、4ページ、現在の都市計画決定面積と本来の面積に67ヘクタールぐらいの差が生じています。また、5ページの変更前が1,210ヘクタールで、8ページ変更後の面積は、本来面積の1,277ヘクタールから加除し算出しています。現在の都市計画決定面積からいくと数字が合わないが、その辺の表示の仕方がどうなのかというのが1点目。</p> <p>2点目に、総合公園は区域外流入だったが、今後、区域内とすると、この9ページ右側の図面に総合公園も（都市計画決定区域として）入れるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>1点目、現行の都市計画面積と合致しない部分については、先ほど事務局の方で説明したが、過去の都市計画決定の経緯についてコンサルタント会社と市事務局で全て精査したが、原因究明に至りませんでした。</p> <p>例えば、面積を測定する技術や精度が当初と比較して向上したという点も一要因にあると思うが、はっきりした原因がわからなかったというのが現状です。そうした中で、（下協議を終え）今後、埼玉県との協議が始まるので「表示の仕方」についてもきちんと協議して、皆様に報告出来るようにしたいと思っております。</p>
議長	<p>9ページの図の総合公園については、先程、会長がおっしゃった通りです。今までは区域外流入でしたが、今回の全体計画の縮小に合わせて県と協議し、区域外流入している部分も全体計画の中に入れるよう指導がありました。なお、緑の囲みが抜けている総合公園は、市街化調整区域内で公共施設であることから、今回の都市計画決定区域内に入れる必要はありません。</p> <p>あと1点、東台地区は削除区域ということで9ページの図面に黄色で囲ってあって、その中に小さい緑の部分があります。これは、何ですか。</p>
事務局	<p>行田県土整備事務所です。行田県土整備事務所とかつて有った行</p>

議長	<p>田保健所が、区域外流入で下水道に接続しているため、こちらについても今回の全体計画の縮小に合わせて全体計画区域に含める形になりました。</p>
長島委員	<p>他に何かありますか。長島委員。</p> <p>概要は、いわゆる市街化調整区域を除くという話ですが、これによりどんな利点がありますか。</p>
事務局	<p>下水道事業は市街化区域を中心に行っており、約 84%の整備率です。残りの面積が事業計画区域（5 から 7 年でやる場所）で約 180ヘクタールぐらいまだ残ってらっしゃいます。それを今の事業費ベースで実施すると 30 年以上掛かる計画となっています。事業計画区域外の市街化調整区域の整備は、更に先になり、費用対効果を考えると困難な状況となっています。</p>
事務局	<p>また、下水道の計画区域内であっても未整備の地域は合併浄化槽を使用することになります。市には合併浄化槽の設置を補助する制度がありますが、下水道整備予定のエリアに入っていると補助金制度は対象外です。合併浄化槽の新築・改築時にその制度を使えないといった事案が生じます。</p> <p>資料 1 の趣旨は、2,855 ヘクタールの現行全体計画を 1,348.2 ヘクタールに変更するという事です。約 1,500 ヘクタール位の減少となります。何故、2,855 ヘクタールから 1,348.2 ヘクタールにするのか疑問が出てきますが、先ほどの説明の中にもありましたが、下水道は専門用語でいうと「都市施設」であり、都市施設は基本的には市街化区域になくちゃいけない施設という法律の考え方です。そうしたときに、市街化区域が大体 1,200 ヘクタール位有る。この 1,200 ヘクタールは、法の考え方で落とせない。では、なぜ約 150 ヘクタール弱が余分にあるのかというと、既に市街化調整区域であっても下水道を使える状態にある地域を含めて、計画変更しようということです。</p> <p>計画区域を残しておいても問題ないのではという考えもあると思</p>

	<p>います。ただ、おおよそですが 1 年間で管渠を敷設する工事費が大体 2 億円位です。1 ヘクタールを整備するのに大体 3,500 万円位の費用が掛かります。1 年で大体 5 ヘクタールだとか 6 ヘクタール進んでいきます。約 1,500 ヘクタールの整備に 250 年の時間を要します。250 年先の計画を今の時代に残したものが本当に妥当かどうか。この計画が残っていると、この計画に沿った下水道整備をしていかないとならない。よって、余分な投資が増えてくるのではと考えたときに、計画面積を減らすことが、一番大事なことなのではないかというのが、資料 1 の説明の概要です。</p>
議長	<p>他に意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、他に意見がなければ、以上で議題については終了といたします。議長の職を解かせていただきます。円滑な進行ありがとうございました。</p>
司会 事務局	<p>続いて、次第 4 「報告」、(1) から事務局より説明いたします。(事務局より、報告(1)「行田公共下水道事業全体計画の変更について」、説明あり)</p>
司会	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。</p>
小林会長	<p>最初に聞いておくべきでしたが、資料 2 の 5 ページの変更の全体計画は 1,348.2 ヘクタール。議題の資料 1 の 2 ページの変更計画は 1,348.2 ヘクタールとなっています。現行計画に若小玉地区等を追加し、谷郷地区・東台地区を削除して、8 ページの都市計画決定区域(変更後)が 1,222.4 ヘクタールという数字が出ています。変更の全体計画の 1,348.2 ヘクタールという数値を算出した計算式、若しくは、1,222.4 ヘクタールとの違いをご教示ください。</p>
事務局	<p>先程の説明にもありましたが、大きな違いとしては、市街化調整区域内の国道 17 号バイパス沿線のカインズホーム等が所在するこちらの持田地区を下水道が使えるエリアとして入れたのが全体計画区域で、都市計画決定区域との大きな違いになります。</p>

小林会長	<p>あくまでも「全体計画区域」というのは将来を見越した計画と捉えていただき、その中を都市計画決定している区域が変更後は1,222.4ヘクタールになるという考え方です。</p> <p>全体計画を変更し、都市計画決定も変更をしたということで、その差の部分は何になるのですか。</p>
事務局	<p>まだ都市計画決定されてない全体計画区域です。</p>
小林会長	<p>全体計画が有り、そのうちの1,222.4ヘクタールだけ都市計画決定して、他はしないということですが、では、なぜしないのですか。また、その場所はどこですか。</p>
事務局	<p>現段階では、都市計画決定をして事業を具体的に進めるという計画がないからです。具体的な計画ができれば、都市計画決定をして、事業認可を受け実施します。対象地区は、図を比較すると分かり易いが前谷地区から持田地区で、居住系の指定になっているところです。</p>
司会	<p>他に何かございますか。</p>
安原委員	<p>資料2の3ページでは、計画人口が66,500人、変更計画が令和31年で30,600人とあります。また、2ページには、令和4年の人口が76,860人で令和31年には49,400人になるとあります。現段階と令和31年、それぞれに1万数千人という差がありますが、この差はどこから出てくるのですか。</p>
事務局	<p>資料2の2ページの令和31年の49,400人っていうのは、行田市の行政人口の将来予測です。</p> <p>3ページの計画人口の変更後の30,600人は、下水道が使える全体計画区域内の人口になります。49,400人との差は、下水道が使えない区域に住む方の人口となります。</p>
安原委員	<p>分かりました。</p>
司会	<p>他に何かございますか。ないようですので、次に(2)「令和5年度行田市公共下水道事業会計決算について」及び「令和6年度行田市公共下水道事業会計予算について」事務局より説明いたします。</p>

事務局	(事務局より、報告(2)「令和5年度行田市公共下水道事業会計決算について」及び「令和6年度行田市公共下水道事業会計予算について」、説明あり)
司会	ただいまの事務局の説明について、ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。
長島委員	<p>一つ提案です。資料3「令和5年度決算について」の1ページに事業概要があります。基本的にはこれが一番大事だとは思いますが、令和5年度の計画と実績を比較する欄があると分かり易いと思います。先程、変更計画を審議したので、その資料を見ればわかるのですが、追加で比較する項目を作っていただくと、計画と現状が一目瞭然となるため検討をお願いしたいと思います。収益的収支も、1億円の利益が出たことは非常に喜ばしいですが、これについても計画と比較して達成率はどうかというのが気になります。</p>
司会	ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問ございますか。
事務局	<p>資料の3について、わかりやすく補足説明いたしますと、5ページ、経営方針①の経費回収率72.94%は、処理に100円の経費が掛かったが、使用料収入は72円しか入ってこなかったということです。全国平均は、大体100%に近い97%です。すると、行田は経営状況が悪いということになります。</p> <p>一方、経常収支比率は106.67%です。これは総収益で維持管理費や支払利息等の総費用をどの程度賄えているかという数字で、100%を超えていると収支が黒字である。何故、使用料収入が不足しているにも拘わらず経営が黒字になるのかという疑問が出てきます。その答えは、経常収支比率の中の右側、「行田市の状況」というところにも「黒字であるものの、減少傾向で、一般会計からの繰入金での依存」と記載がありますが、わかりやすく言うと、この不足分が大体3億9,000万円位ですが、これを一般会計、つまりは税金から補填しております。だから、72.94%しか使用料収入がないのに、結果として収支はプラスになるのは、一般会計の税金が投入されているから</p>

<p>司会 安原委員 事務局</p>	<p>で、厳しい状況であるという表現になっております。</p> <p>これを改善するために、一般会計からの税金を投入するのではなくて、下水道使用料を値上げして下水道を使っている人たちで満遍なく負担しましょうということを考えてきたのです。一般会計からの繰入金を徐々に少なくしていき、令和 12 年度には 0 円にしようというのが、今回の下水道使用料改定の大きい目標です。</p> <p>あと、もう一点、経営分析②の水洗化率についてですが、89.71%と書いてあります。これ、1 ページ目に戻りますが、水洗化率は単純に言うと、年度末水洗化人口（C）を年度末処理区域内人口（A）で割り算したもので、下水道が今使える区域に住む人が 45,146 人居る。でも、実際に下水道を使っている人が 40,502 人しか居ないということは、その差 4,600 人、世帯にすると約 2,000 世帯が、使えるのに使っていないという状況です。下水道法では、下水道が使えるようになった区域では、浄化槽使用者は 1 年、汲取りトイレ使用の場合は 3 年以内を目途に下水道に切り替えるよう義務付けています。ただ、罰則規定はないので、普及促進活動をしておりますが、なかなかその差が埋まらないのが現状の課題です。先般、茂木委員からもお話がございましたが、下水道利用の利点をもっと PR して、より多くの方に使って頂くための努力が必要であると考えております。戸別訪問を行い下水道使用のお願いをしていますが、毎年数百件実施しても効果は数件です。本当に地道な活動で、効果的な方法は無いかというのも下水道課の緊急課題の一つです。以上が、大雑把なこの資料 3 と 4 の補足説明でした。</p> <p>他に何かご意見、質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>資料 3 の 6 ページの管渠老朽化率が 21.7% で類似団体平均と比較して、随分と高いようですが理由を説明願います。</p> <p>管渠老朽化率は、行田市が管理している管渠の延長約 260 キロメートル、そのうち耐用年数 50 年を経過した管渠が約 36 キロメートル有ります。割合にすると 21.7% を占めているということです。今、</p>
----------------------------	---

安原委員	市で取り組んでいるのは、この管渠のストックマネジメント計画を作成し、国からの交付金を活用して、令和 10 年位からの本格的な事業開始を目標としているところです。
司会	分かりました。 他にご意見等ございますか。他に何かございますか。ないようですので、次に（５）「令和 5・6 年度公共下水道の概要について」を事務局より説明いたします。
事務局	（事務局より、報告（５）「令和 5・6 年度公共下水道の概要について」、説明あり）
司会	ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問などございましたら挙手をお願いいたします。栗原委員、お願いします。
栗原委員	資料 5 の 3 ページ 3 条委託料の管渠清掃委託について、令和 5 年度と令和 6 年度で金額に 1 千万円程度の差があるが何故ですか。
事務局	令和 5 年度についても、令和 6 年度と同様に同じ位の予算でしたが、雨が少なく清掃する量が少なかったため、実績として、令和 5 年度はこの額になりました。
栗原委員	分かりました。
司会	他に何かございますか。ないようですので、次第 5 「その他」について、事務局より連絡事項をお伝えします。
事務局	<p>初めに、先ほど安原委員からご質問のあった資料 3 の 6 ページ「管渠老朽率」21.72%について、私の方で耐用年数が経過している管渠の延長が 36 キロあると述べましたが、約 56 キロの間違いですので、訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>次に、昨年度、4 回に亘り皆様にご審議いただいた下水道使用料の適正化については、現在開会中の令和 6 年度 9 月定例議会に上程しており、26 日の採決を以って市民への周知を図る予定です。具体的には、市報ぎょうだ 10 月号、市ホームページ等を用いて使用料改定の情報を発信します。</p> <p>最後に、次回が行田市下水道事業運営審議会の開催は、年明けに</p>

司会	<p>下水道施設の現場視察等を予定しております。以上です。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には、長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
----	--